

○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(平成三十年大分県条例第十三号) 新旧対照表 (第九条関係)

改 正 案

現 行

目次

第一章から第五章 (略)

第六章 雜則 (第五十五条・第五十六条)

第一条・第二条 (略)

(基本方針)
第三条 (略)

2・3 (略)

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条 介護医療院に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一～四 (略)

五 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあっては、一以上

六～八 (略)

2・3 (略)

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

目次

第一章から第五章 (略)

第六章 雜則 (第五十五条)

第一条・第二条 (略)

(基本方針)
第三条 (略)

2・3 (略)

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならぬ。

(新設)
一～四 (略)

第四条 介護医療院に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一～四 (略)

五 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあっては、一以上

六～八 (略)

2・3 (略)

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、規則で定める介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5～6 (略)

(施設サービス計画の作成等)

第十七条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならぬ。）をいう。以下この条において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～13 (略)

(栄養管理)

第二十条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十九条 (略)

5～6 (略)

(施設サービス計画の作成等)

第十七条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（新設）をいう。以下この条において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～13 (略)

(新設)

(勤務体制の確保等)

第二十九条 (略)

(略)

3 2 (略)
3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他必要な研修の受講の機会を確保しなければならない。その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十九条の二 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(新設)

(略)

3 2 (略)
3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他必要な研修の受講の機会を確保しなければならない。

(新設)

(非常災害対策)
第三十一条 (略)

2・3 (略)

(非常災害対策)
第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時にお

4 介護医療院は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければ

ける入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

5 (略)

(掲示)

第三十四条 (略)

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第三十九条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(基本方針)

第四十四条 (略)

(略)

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に對し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(新設)

第四十四条 (略)

(略)

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならぬ。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たつては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第五十二条 (略)

(略)

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その

ならない。

5 (略)

(掲示)

第三十四条 (略)

(新設)

(新設)

(勤務体制の確保等)

(略)

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のため

他必要な研修の受講の機会を確保しなければならない。その際、当該

ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。

（準用）

第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条の三まで、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで、第二十九条の二及び第三十一条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十八条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第五十五条 介護医療院及び従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該

（新設）

第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条の三まで、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで及び第三十一条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十八条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と読み替えるものとする。

（新設）

他必要な研修の受講の機会を確保しなければならない。

書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院及び従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第五十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項及び第四十五条第三項の規定は、適用しない。

3 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行つて介護老人保健施設

第五十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項及び第四十五条第三項の規定は、適用しない。

3 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行つて介護老人保健施設

（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であつて、令和六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項及び第四十五条第三項の規定は、適用しない。

（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項及び第四十五条第三項の規定は、適用しない。